

広島県 収 受	
第	号
27.12.24	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事 務 連 絡  
平成27年12月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課

「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」のQ&Aの廃止について

医薬品行政の推進につきまして、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

後発医薬品の必要な規格を揃えることについては、「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」（平成27年12月21日医政経発1221第6号）により示されたところですが、これに伴い、以下の事務連絡については本日をもって廃止といたしますので、貴管下の関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。

- ・「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」のQ&Aについて  
（平成18年5月15日 厚生労働省医政局経済課事務連絡）
- ・「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」のQ&Aについて（その2）  
（平成19年2月26日 厚生労働省医政局経済課事務連絡）
- ・「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」のQ&Aについて（その3）  
（平成23年7月28日 厚生労働省医政局経済課事務連絡）

